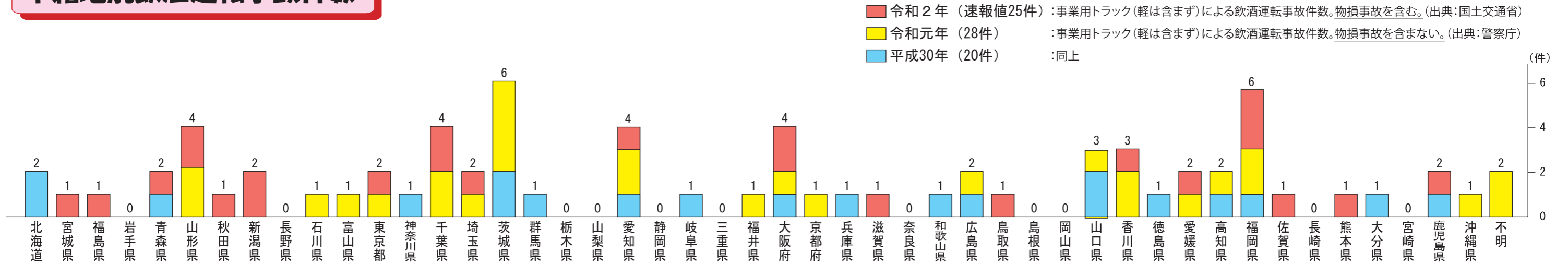


車籍地別飲酒運転事故件数



飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例（2018年の重大事故報告を調査・分析）は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者の点呼前に運転者が飲酒した事例

① 乗務前に点呼が実施されなかった事例

- 1 前日（休日）に自宅で飲酒して就寝。翌日5時30分頃に出社し、点呼者不在のため点呼を受けずに出庫し、8時50分頃に事故発生。
- 2 6時の出庫を指示していたにもかかわらず、同日3時頃に運行管理者の対面点呼を受けずに飲酒状態で出庫してすぐに交差点で他車に接触。
- 3 前日に事業用自動車帰宅。自宅付近の飲食店で18時過ぎから翌日2時過ぎまで焼酎などを飲酒。同日10時20分頃に出社のため当該車両で出発し、10分後に事故発生。

② 乗務前に点呼が実施されたものの、運転者の酒気帯びが見逃された事例

- 1 3時の点呼時にはアルコール検知器に息を吹きかけているように運行管理者の前で見せたものの、実際は息が吹きかからないように工夫していた。点呼後に車庫を出発。6時30分頃に飲酒した上で運行再開。さらに8時過ぎに飲酒して運行再開し、9時30分頃に他の車両・工作物に接触。
- 2 10時30分頃、集荷のための待機中、缶ビールを飲み仮眠。15時頃の電話点呼時にはアルコール検知器の数値を0.00mg/lと報告の上、運行を開始。21時50分頃、酒気帯びで検挙。
- 3 宿泊を伴う運行の休息中、ドライブインで22時過ぎに缶酎ハイを飲み仮眠。翌日6時起床後、電話点呼の上、運行を開始したが、2時間後に事故発生。

運行管理者の点呼後に運転者が飲酒した事例

- 1 4時前に点呼を行い車庫を出庫。4時過ぎ、コンビニで缶酎ハイを飲酒し、4時30分頃に運行再開。その3時間後に赤信号に突入し、他の車両と衝突。
- 2 休憩中に飲食店で飲酒後、駐車場から出る際に他車と衝突。（当該運転者が運転していた車両にはアルコールインターロックが装備されていたが、エンジンをかけた状態で休憩をとっていた。）
- 3 12時30分頃にコンビニで焼酎などを飲酒後、休息の予定だったが車両を運転し、14時過ぎに交差点で他車と接触。
- 4 11時20分頃に点呼を行い車庫を出発。休憩中に自宅に立ち寄り飲酒をし、17時過ぎに荷受け場所に向け出発。その後の運行で18時頃に追突事故発生。

飲酒運転防止対策

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信でき管理者が直接確認できるシステム（IT点呼）の導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】

（解雇）
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
（以下、略）

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。